



Press Release

佐賀県 伊万里市

〒848 - 8501
佐賀県伊万里市立花町1355-1
Tel 0955-23-2111 (代表)
Fax 0955-23-6113 (代表)



報道関係者各位

令和6年12月25日

iMAR!

指名停止の実施について（通知）

下記のとおり期間を定め指名停止を実施しますので通知します。

記

1. 指名停止業者

アルビープリント 代表 岩橋 勝芳
(伊万里市松浦町山形5782-1)

2. 指名停止の期間

令和6年12月25日～令和7年2月24日（2ヶ月間）

3. 指名停止理由

伊万里市建設農林水産部農山漁村整備課発注の「令和5年度（明許）農業水路等長寿命化・防災減災事業 大溜ため池外看板設置業務委託」及び「令和5年度（明許）農業水路等長寿命化・防災減災事業 長田ため池外看板設置業務委託」の入札において、落札者と決定されたにもかかわらず、契約を辞退したため。

4. 事案の概要

アルビープリントは、建設農林水産部農山漁村整備課発注の「令和5年度（明許）農業水路等長寿命化・防災減災事業 大溜ため池外看板設置業務委託」及び「令和5年度（明許）農業水路等長寿命化・防災減災事業 長田ため池外看板設置業務委託」の入札（令和6年12月19日落札者決定）において落札者と決定されたが、入札額積算の誤りを理由に当該契約を辞退したものである。

5. 該当条項及び指名停止期間

当案件は、「伊万里市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第2第13号（不正又は不誠実な行為）に該当する為、指名停止期間は1ヶ月間となるが、伊万里市建設工事等請負契約にかかる指名停止等措置基準第4条第2項第2号（加算措置）「2以上の契約違反（措置要領別表第1第4号）、不正若しくは不誠実な行為（措置要領別表第2第13号）又は建設業法違反の行為が行われたとき」に該当するため、指名停止期間を2ヶ月とする。

6. 発注実績

令和6年度： 224千円
令和5年度： 2,054千円

問合せ先

総務部契約監理課

担当 徳久

TEL：0955-23-2176

いまりで、決まり!